

住宅用火災警報器

設置から10年で本体の交換をお勧めします！



住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です。
設置から10年を目安に本体の交換をお勧めします。

千葉市では、新築住宅での住宅用火災警報器の設置義務化が開始されたのが平成18年6月1日、既存住宅では平成20年6月1日から設置が義務化されています。平成30年6月には、既存住宅の設置義務化から10年が経過します。
自宅の住宅用火災警報器が正常に作動するか、点検しましょう！

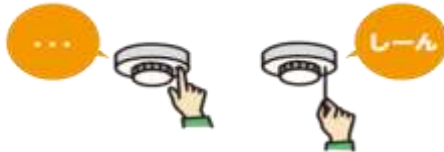


【点検方法】

- 住宅用火災警報器の「ボタンを押す」又は「ひもを引っ張る」ことで、ご自身で点検ができます！

音が鳴らない場合は？

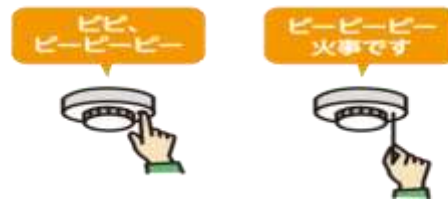
電池がきちんとセットされているか、ご確認ください。



それでも鳴らない場合は、「電池切れ」か「機器本体の故障」です。取扱説明書をご覧ください。

正常な場合は？

正常をお知らせするメッセージ、または火災警報音が鳴ります。



※点検で正常をお知らせするメッセージ、または火災警報音が鳴りましたら、音は止まります。鳴り続けることはありませんので、安心してください。

無線式連動型住宅用火災警報器をご存じですか？

無線式連動型住宅用火災警報器は、火災を感知した警報器だけではなく、連動設定を行っているすべての警報器が信号を受けて、警報を発する仕組みの住宅用火災警報器です。
住戸全域で警報を発するため、早い段階で火災に気づき避難を開始することができます。



(例) 2階ベランダで洗濯物を取り込んでいた際、1階の寝室で火災が発生！

寝室の警報器のみではなく、すべての警報器が一齐に鳴り出すため、高齢者でも早期に火災に気が付くことができます！

設置から10年が経過した住宅用火災警報器、無線式に取り替えることをお勧めします。



【無線式連動型住宅用火災警報器イメージ】